

平成23年死亡災害発生一覧<確定版>

島 根 労 働 局

No.	発生 月日	業 種	発 生 状 況	管 轄
1	1.5	通信業	被災者は、1階の作業室の設備点検をするために2階の作業室から1階の作業室に通ずる階段を降りようとした際、階段に取り付けられていた手すりを乗り越えて、高さ約4mのところから1階の作業室内の床面に墜落したものの。	松 江
2	1.22	建設業	国道沿いにおいて、被災者は電柱調査業務に従事していたところ、国道を走行してきた自動車にはねられたもの。	出 雲
3	3.14	林 業	杉を間伐するために、別の作業者が高さ2.6m、胸高直径2.6cmの杉をチェーンソーで伐木したところ、伐木した場所から約1.5m離れた被災者に伐木した杉が直撃したものの。	松 江
4	4.11	建設業	被災者は、車両系建設機械を使用して、前日の掘削残土が仮置きされている土止め鉄板部の土砂を掻き出し、残土搬出場所である斜面下方へ落とす作業に従事していたが、当該作業箇所から前方にある斜面から当該機械と共に約40m下の河川に転落し、転落した際、被災者は当該機械から投げ出され、土砂に埋まっているところを発見されたもの。	浜 田
5	4.21	清掃業	被災者は、被災者の同僚が運転する自動車に同乗し、現場から事務所に帰る途中、同僚が運転する自動車がセンターラインを越えて、対向車と衝突したものの。	益 田
6	5.26	林 業	チェーンソーを使用して伐木作業中、作業箇所上方(斜面上約4m)から岩石(最大直径1m)が落下し、被災者の背中に激突し、伐倒木の切株との間に胸部を挟まれたもの。	益 田
7	8.16	木材・ 木製品 製造業	乾燥炉に単板を送給する作業中に、乾燥炉の送給装置のコマと呼ばれる部品が外れたため、送給装置を停止させないまま、コマを取り除こうとしたところ、送給装置の歯車に作業着が巻き込まれ、窒息したものの。	松 江
8	9.2	道路貨物 運送業	積載型トラッククレーン(つり上げ荷重2.93トン)を使用して擁壁用ブロック(重さ約2.5トン)をリモコン操作により荷台に積み込む作業をしていたところ、当該クレーンの旋回ポストの取付ボルトが破断し、旋回ポストが荷台側に傾き、擁壁用ブロックが荷台に落下し、被災者が当該ブロックの下敷きになったもの。	出 雲
9	9.8	建設業	被災者を含む5名が切羽近くで掘削作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルとトラクターショベルの運転者以外の被災者を含めた3名が後方で待機し、各機械によるずり出し作業を行っていたところ、被災者がドラグ・ショベルの左後側の履帯部分に轢かれたもの。	出 雲
10	12.3	化学工業	事業場の西工場より東工場へ、自動車にて移動中、隧道内で対向車がセンターラインを超えて、被災者が運転する自動車へ衝突したものの。	益 田
11	12.6	窯業・土 石製品製 造業	坂道にコンクリートミキサー車を止め、コンクリート打設作業中、生コンの出が悪くなったことから、ミキサー車の前後を入れ替えようと、輪留めを外しサイドブレーキを解除したがロックが解除されず、ミキサー車の方向転換はできなかった。その状態のまま、被災者は生コンの残量確認等のためミキサー車のステップ上で作業をしていた際、ミキサー車が動き出し、110メートル下方のコンクリート壁に激突後横転し、その下敷きになったもの。	松 江
12	12.13	建設業	積載型トラッククレーン車を使用して、還水タンクを、隣に駐車したトラックの荷台に積み込み、当該トラックの運転席の屋根の上でクレーンのフックから玉掛け用ワイヤロープを外した後、トラックの運転席の屋根から降りようとしたところ、墜落し、クレーン車の右側あおりに激突したもの。	出 雲